



大島九州男
参議院議員

—世界標準の教育制度に向けて—

続・続報！ 高校無償化法案

衆議院文部科学委員会に 答弁者として出席



～衆議院文教科学 第12回委員会～

国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担軽減のための高等学校等就学支援金等に関する法律案（参議院提出、参法第7号）

上記の法律案に対して、発議者として鈴木寛参議院議員及び大島九州男（ともに民主党）並びに塩谷文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑が行われました。

大

島九州男は、日森文尋 衆議院議員より、授業料負担の大きさから、高等学校等への進学を断念せざるを得ない生徒がいる中で、この法案に対しての見解を尋ねられ、「①制度設計においては、高校無償化を目指すということで、後期中等教育の無償化実現に向けた第一歩と考えている。②戦後、新制高校の制度設計の際には、義務制とはしないものの希望者が漏れなく進学することが望ましく、将来的

には無償とすることが想定されている。③このような経緯も踏まえて、すべての義務教育修了者に次なる教育の機会を保障するための第一歩として、この法律案を提出している」と答弁をしました。

これに対し、質疑者の日森衆議院議員にも賛同していただきました。

本は、1966年の国連総会で採択された国際人権A規約第13条で「すべての適当の方法により、特に無償教育の斬新的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする」と定めています。しかし残念ながら日本は、同条約を批准しながらも、この第13条については保留しています。全157の条約加盟国の中で、第13条の保留としているのは、日本とマダカスカルの2国だけです。大島九州男の答弁通り「高校無償化法案」は、教育安心社会を目指す面からも、世界標準であることを改めて、政府に姿勢質す法案です。



続報！ 水俣病被害の救済に関する特別措置法

5月号でお伝えしました様に、直嶋正行政調会長をはじめ岡崎トミ子・福山哲郎・松野信夫・轟木利治そして大島九州男 各参議院議員は、4月17日「水俣病被害に関する特別措置法案」を参議院に提出しました。

その後、加害企業の救済ではなく、被害者すべての救済・未来の子ども達にも影響が出てくる可能性も含めて、被害者の方たちと継続して話を聞き、被害者の方たちの立場の法案として、しっかり審議を進めていきました。

また6月18日には、水俣病作業チーム座長の松野信夫参議院議員・事務局長の大島参議院議員が同席の元、鳩山由紀夫代表が党本部に水俣病互助会・水俣病被害者互助会の皆さんを迎えて面談し、要望書を受け取りました。鳩山代表は、「ひとりの命も粗末にしない、そういう社会を作りたい」と説明し、「多くの命が非常に粗末に扱われてしまっている、そこに政治の責任が強く感じられるなかで何とかこの国を変えなければならないという思いを強く感じているところである」と被害者の方に改めて表明しました。



そして、7月8日に、被害者・現場の声を無視した法案の採決が行われました。

私たちは最高裁判決を踏まえ、被害者の一人一人の全員を救済する法案を作らせて頂いたつもりです。それでも完全でないのに、チツソ救済法案の自民党案では、到底人々は救われません。



理念の違うそんな法案が、修正協議で調うなどというのは、理解できないことでもあります。しかし、組織人としてその決定は、従わざるおえないものであることも理解しています。党人としては賛成、政治家個人としては反対。そして、私の投票行動は棄権でした。本当に申し訳ありません。

しかし、今後のことを考えて、この救済法案を進化させて、多くの被害者の方々の気持ちを大事にする解決を目指し、本当の救済法案にするための新たなスタートにすると心に決めました。